

法人のお客さまの新規口座開設について

当 J A では、マネー・ロンダリング等の不正取引や金融犯罪を未然に防止し、安心して利用者に J A をご利用いただくため、法人のお客さまの口座開設に際しては、令和 7 年 12 月以降下記のとおり対応させていただきます。

記

1. 当 J A の事業エリア内に「本社」や「営業所」等がない場合は、原則口座開設をお断りさせていただきます。なお、当 J A の事業エリアは、栃木市(西方町を除く)、壬生町でございます。
2. 口座開設に際しては審査を行っており、ご回答までに 2 週間～1 カ月間程度お時間をいただくことがございます。
3. 審査のためお持ちいただくものは次のとおりです。口座開設の際は改めてご来店いただき、当組合所定の口座開設申込書等の記入をお願いいたします。

お持ちいただくもの（原本をお持ちください）

- (1) 履歴事項全部証明書（発行後 6 ヶ月以内）
- (2) 印鑑登録証明書（発行後 6 ヶ月以内）
- (3) 来店された方の本人確認書類（運転免許証等・顔写真付き公的書類）
- (4) 実質的支配者が確認できる資料で、次のいずれか
 - ・株主名簿・法人税確定申告書別表二等・実質的支配者リスト（株式会社、特例有限会社）
 - ・定款（合同会社、合名会社、合資会社）
 - ・役員名簿・社員名簿（その他形態の法人「一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人等」）
- (5) 事業に必要な行政庁の許認可証 ※許認可等が不要な事業の場合はご提出不要
- (6) 会社案内（パンフレット等）、取引先への提案書、見積書、契約書
- (7) 決算書類等
 - ・貸借対照表・損益計算書（上場会社を除く株式会社等の法人）
 - ・合計残高試算表・事業計画書（上記法人等で、設立後 1 年以下の法人等）
 - ・決算関係書類・財産目録・法人の納税証明書等いずれか（その他形態の法人）
- (8) 在留カード（法人代表者さま、または実質的支配者さまが外国籍の場合）

4. 上記審査の過程で、追加で書類の提示をお願いする場合がございます。
5. 上記追加の書類を提示頂けない場合や審査の結果によっては、口座開設をお断りする場合があります。

以上

令和 7 年 10 月 22 日 下野農業協同組合